

見積依頼書 (FSMS)**JIA-QA センター行**

FAX:	食品チーム (東京) 03-5570-9566	北海道支店 03-5570-9561	名古屋支店 0568-72-7203	大阪支店 06-6300-0456	九州支店 092-688-0021
	TEL:	03-5570-9568	011-215-9133	0568-72-7201	06-6224-4403

見積書はご記入者へお送りします。それ以外へ送る場合、下記□をチェックの上、宛先を記入下さい。

受審される組織（担当者名： 様）

JIA-QA センター支店（北海道 名古屋 大阪 九州）担当者：

見積提出期限	月 日	提出方法	<input type="checkbox"/> 郵送 <input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> Eメール
--------	-----	------	--

見積情報のご記入者

会社名				
住所	〒 -			
担当者名			所属部署	
TEL		FAX		E-mail

見積情報

対象	会社の <input type="checkbox"/> 全事業所が対象 <input type="checkbox"/> 一部事業所が対象（内訳を下記でチェック）			
	<input type="checkbox"/> 事業本部 <input type="checkbox"/> 事業部 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 支社 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 営業所 <input type="checkbox"/> その他 ()			
その名称				ホームページ <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
その住所※1	〒 -			
対象活動				製品ライン数※2
				フードチェーンカ テゴリ/サブカテ ゴリ※3
希望規格	<input type="checkbox"/> ISO 22000:2005 <input type="checkbox"/> FSSC 22000 <input type="checkbox"/> その他 () 登録希望の時期： 年 月頃 <input type="checkbox"/> 未定			
対象人数	人（パートタイマー、アルバイト等を含む）			
対象事業所の総面積	m ²	交通アクセス	線 約 km	駅から 約 分
ISO等の取得状況	受審対象組織は他のマネジメントシステム認証を <input type="checkbox"/> 取得している <input type="checkbox"/> 取得していない (審査登録機関名/ISO規格/登録番号：) 複合審査を <input type="checkbox"/> 希望する（時期： / <input type="checkbox"/> 未定） <input type="checkbox"/> 希望しない			
見積内訳※4	<input type="checkbox"/> 初回審査のみ <input type="checkbox"/> 初回審査+定期審査 <input type="checkbox"/> 初回審査+定期審査+更新登録 登録証は何通必要ですか？（英文 通、和文 通）			

※1 受審対象事業所が複数の場合、各事業所情報を [別紙 1] 対象事業所リストにご記入下さい。

※2 詳細は、[別紙 2] 見積依頼書の記入説明 ■製品ライン数について を参考にご記入下さい。

※3 詳細は、[別紙 3] ■フードチェーンカテゴリーの分類 を参考にご記入下さい。

※4 初回費用には登録証英和各 1 通を含んでいます。追加がある場合にはこれを含んで見積もります。

対象事業所リスト

受審対象となる全ての事業所をご記入ください。用紙が不足する場合には複写してご利用ください。

No _____

受審対象 事業所／部署名（記載例：〇〇事業本部、〇〇事業部、〇〇工場、〇〇営業所等）			
名 称		対象人数	人
対象活動		製品ライン数※2	
		フードチェーンカテゴリ ／サブカテゴリ※3	
		ハザード分析ワ ークシートの数	
住 所	〒 -	総面積	m ²
交通アクセス	線 駅から 約 km		で 約 分

No _____

受審対象 事業所／部署名（記載例：〇〇事業本部、〇〇事業部、〇〇工場、〇〇営業所等）			
名 称		対象人数	人
対象活動		製品ライン数※2	
		フードチェーンカテゴリ ／サブカテゴリ※3	
		ハザード分析ワ ークシートの数	
住 所	〒 -	総面積	m ²
交通アクセス	線 駅から 約 km		で 約 分

No _____

受審対象 事業所／部署名（記載例：〇〇事業本部、〇〇事業部、〇〇工場、〇〇営業所等）			
名 称		対象人数	人
対象活動		製品ライン数※2	
		フードチェーンカテゴリ ／サブカテゴリ※3	
		ハザード分析ワ ークシートの数	
住 所	〒 -	総面積	m ²
交通アクセス	線 駅から 約 km		で 約 分

見積依頼書の記入説明

■製品ライン数について

【ハザード分析未着手のお客様】

次の事例を参考に製造ラインの数をご記入ください。

事例 1：惣菜製造ラインでは、「煮物」「焼き物」「生もの」「揚げ物」「蒸し物」と調理製造方法が異なるため、「製品ライン数」は5つであると考えられます。

事例 2：清涼飲料水の製造ラインでは、フレーバーの異なる複数種類の飲料があっても、同一条件下で製造されている場合では、「製品ライン数」は1つであると考えられます。

【ハザード分析を終えられているお客様】

ハザード分析ワークシートの数をご記入ください。

製造工程図あるいはフローダイアグラムを見積依頼時にご提出頂くと、製品ライン数の確定が容易となります。

☆ 製品ライン数は、業種・業態により考え方が異なります。お気軽にお問い合わせ下さい。

■フードチェーンカテゴリの分類

クラスター ^a	カテゴリ		サブカテゴリ		含まれる活動の例
農業・畜産・水産	A	畜産・水産 (動物生産)	AI	肉/乳/卵/蜂蜜 のための畜産	肉、卵、乳、又は蜂蜜の生産に利用される動物（魚及び海産物を除く）の飼育。育成、保護、わなによる捕獲、狩猟（狩猟時のと畜）。これに関連する農場でのパッキング ^b 及び保管作業
			AII	魚及び 海産物の生産	魚肉の生産に利用される魚及び海産物の飼育。養殖、保護、わなによる捕獲、漁獲（水揚げ時の殺処理）。これに関連する養殖場でのパッキング ^b 及び保管作業
	B	農業 (植物生産)	BI	農業（穀類及び 豆類を除く）	植物[穀類及び豆類を除く、食用の園芸作物（果実、野菜、香辛料、きのこ類など）及び水生植物]の栽培又は収穫。これに関連する農場でのパッキング ^b 及び保管作業
			BII	穀類及び豆類の 農業	食用の穀類及び豆類の栽培又は収穫。これに関連する農場でのパッキング ^b 及び保管作業
食品及び飼料 の加工	C	食品製造	CI	腐敗しやすい 動物性製品の加工	魚及び海産物、肉、卵、酪農製品並びに魚加工品を含む、動物性製品の製造
			CII	腐敗しやすい 植物性製品の加工	果実、生ジュース、野菜、穀類、ナッツ及び豆類を含む、植物性製品の製造
			CIII	腐敗しやすい 動物性及び植物性 製品の加工（混合 製品）	ピザ、ラザニア、サンドイッチ、団子、惣菜を含む、動物性製品及び植物性製品の混合による製造
			CIV	常温保存製品の 加工	あらゆる食材による、常温で保管及び販売される食品（缶詰食品、ビスケット、スナック菓子、油、飲料水、飲料、パスタ、穀粉、砂糖、食塩等）の製造
	D	動物の飼料製 造	DI	飼料の製造	畜産動物及び養殖魚向けの、単一の食材又は複数の食材の混合による飼料の製造
			DII	ペットフードの 製造	畜産以外の動物向けの、単一の食材又は複数の食材の混合による飼料の製造
ケータリング	E	ケータリング		調理場又は外部調理場における、消費を目的とした食品の売買。これに関連する包装作業 ^c 。	
小売、輸送及 び保管	F	流通	FI	小売/卸売り	顧客への最終食品の提供（小売店、店舗、卸売業者）
			FII	食品の仲買/取引	自社の顧客向けの、又は他社の仲買業者としての食品の売買。これに関連する包装作業 ^c 。
	G	輸送及び保管 サービスの提 供	GI	腐敗しやすい食品 及び飼料の輸送及 び保管サービスの 提供	保管施設及び配送車両を使用した、腐敗しやすい食品及び飼料の保管及び輸送作業。これに関連する包装作業 ^c 。
			GII	常温保存食品及び 飼料の輸送及び保 管サービスの提供	保管施設及び配送車両を使用した、常温保存食品及び飼料の保管及び輸送作業。これに関連する包装作業 ^c 。
付帯サービス	H	サービス		給水、有害生物（そ（鼠）族、昆虫等）の防除、清掃・洗浄サービス、廃棄物処理を含む、食品の安全な製造に関連するサービスの提供	
	I	食品包装、及び包装資材の製造		食品包装資材の製造	
	J	装置の製造		食品加工装置及び自動販売機の製造開発	
(生化学)化 学製品	K	(生化学)化学製品の製造		食品及び飼料に加える添加物、ビタミン、ミネラル、培養物、香料、酵素及び加工助剤の製造。農薬、化学薬品、肥料、清掃・洗浄剤（の製造）	

- a. クラスターは、認定済みの認証機関の認証範囲として使用され、かつ、認証機関を審査する認定機関に対して使用されることを意図している。
 b. “農場でのパッキング作業”とは、製品の変更及び加工を行わずパッキングすることを指す。
 c. “これに関連する包装作業”とは、製品の変更及び加工を行わず、また元の包装を行わずに包装することを指す。

「ISO/TS 22003:2013 附属書 A（規定）表 A.1 フードチェーンカテゴリ(2013)」による。